

令和7年2月17日

日本貸金業協会

**令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する
道路陥没事故による災害により被災された皆さまへ**

令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により大きな被害が生じており、被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

こうした深刻な事態を受け、日本貸金業協会といたしましては、被害に遭われた利用者の方々の相談窓口を開設しております。

借入・返済などでお困りの方は一人で悩まず、下記の苦情・相談窓口へご連絡ください。

苦情・相談窓口 0570-051-051 貸金業相談・紛争解決センター

(IP 電話・PHS からは03-5739-3861)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

以上